

平成 16 年第 1 回（ 4 月 ）伊豆市議会臨時会

（ 第 1 号 4 月 12 日 ）

平成16年第1回(4月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(4月12日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
臨時議長の紹介及びあいさつ.....	4
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
市長職務執行者あいさつ及び部課長の紹介.....	5
仮議席の指定.....	6
議長の選挙.....	7
議席の指定.....	9
会議録署名議員の指名.....	10
会期の決定.....	10
副議長の選挙.....	10
議提第1号～議提第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
決議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
常任委員会委員の選任.....	21
各常任委員会正副委員長互選結果の報告.....	22
議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任.....	23
議会運営委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果の報告.....	23
議案第1号の上程、説明.....	24
議案第2号の上程、説明.....	26
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	29

散会宣告.....	3 0
署名議員.....	3 1

第 2 号 (4月16日)

議事日程.....	3 3
本日の会議に付した事件.....	3 3
出席議員.....	3 3
欠席議員.....	3 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3 4
職務のため出席した者の職氏名.....	3 5
開議宣告.....	3 6
議事日程説明.....	3 6
会議録署名議員の指名.....	3 6
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	3 6
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	4 9
一部事務組合議会議員の選挙.....	5 5
伊豆市農業委員会委員の推薦について.....	5 6
日程の追加.....	5 7
閉会中の継続調査申し出について.....	5 8
閉会宣告.....	5 8
署名議員.....	5 9

平成16年第1回(4月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成16年4月12日(月曜日)午前10時開会

臨時議長の紹介及びあいさつ

市長職務執行者あいさつ及び部課長の紹介

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選第 1号 議長の選挙について
- 日程第 3 報告第1号 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 7 議提案第1号 伊豆市議会会議規則の制定について
- 日程第 8 議提案第2号 伊豆市議会事務局設置条例の制定について
- 日程第 9 議提案第3号 伊豆市議会委員会条例の制定について
- 日程第10 決議第1号 伊豆市議会報編集特別委員会の設置に関する決議
- 日程第11 選第 3号 常任委員会委員の選任について
- 日程第12 選第 4号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第13 選第 5号 議会報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第1号 伊豆市役所の位置を定める条例ほか187条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について
- 日程第15 議案第2号 平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算の報告及びその承認について
- 日程第16 議案第3号 田方地区消防組合の加入ほか13件の専決処分の報告及びその承認について
- 日程第17 議案第4号 伊豆市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56名）

1番	加藤章君	2番	鍵山堅一君
3番	室野英子君	4番	酒井勲一君
5番	小川一弥君	6番	佐藤藤一郎君
7番	石倉勇夫君	8番	落合勝満君
9番	古見梅子君	10番	塩谷尚司君
11番	飯田宣夫君	12番	小出逸治君
13番	浅田正孝君	14番	小野忠宏君
15番	大川孝君	16番	森野文夫君
17番	小森泰信君	18番	大川勘太郎君
19番	関邦夫君	20番	杉山羌央君
21番	杉本喜作君	22番	磯晴雄君
23番	大川宏君	24番	遠藤甚義君
25番	三須順吉君	26番	山下一君
27番	安藤若夫君	28番	飯田正志君
29番	木内一郎君	30番	大川富也君
31番	浅田靖夫君	32番	内田芳孝君
33番	鈴木一君	34番	田中祐市君
35番	塩崎浩治君	36番	高田和正君
37番	三田臣一君	38番	今井眞奈武君
39番	石和信一君	40番	山田規正君
41番	片山晃男君	42番	館林義人君
43番	土屋英隆君	44番	堀江昭二君
45番	土屋悌二君	46番	三須重治君
47番	木村建一君	48番	遠藤正寿君
49番	日才一君	50番	勝呂宗夫君

5 1 番 鈴 木 久 之 君

5 2 番 鍵 山 二 君

5 3 番 鈴 木 健 市 君

5 4 番 遠 藤 勇 君

5 5 番 勝 呂 宗 司 君

5 6 番 森 良 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	海 瀬 英 治 君	土 肥 支 所 長	平 田 秀 人 君
職 務 執 行 者	堀 江 正 身 君	中 伊 豆 支 所 長	佐 藤 央 一 君
天 城 湯 ケ 島	児 島 保 次 君	市 民 環 境 部 長	福 室 恵 治 君
支 所 長	内 田 政 廣 君	観 光 経 済 部 長	鈴 木 直 道 君
総 務 部 長	土 屋 亨 君	上 下 水 道 部 長	水 口 信 夫 君
健 康 福 祉 部 長	渡 邊 玉 次 君	教 育 委 員 会	山 本 準 次 君
土 木 部 長	井 上 清 蔵 君	事 務 局 長	小 川 正 實 君
企 業 部 長	鈴 木 伸 二 君	財 政 課 長	飯 田 勝 久 君
総 務 課 長		市 長 公 室 長	
財 政 課 長 補 佐			

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	長 谷 川 與 志 衛	次 長	鍵 山 光 男
局 長 補 佐	森 修 司	係 長	三 田 浩 二
主 査	山 下 正 恵		

臨時議長の紹介及びあいさつ

議会事務局長（長谷川與志衛君） 本日は、伊豆市発足後最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、遠藤勇議員が最年長者でありますので、ご紹介申し上げます。よろしく願いします。

〔臨時議長 遠藤 勇君議長席に着く〕

臨時議長（遠藤 勇君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました遠藤勇でございます。議長が選挙されるまでは、自治法によりまして臨時に議長の職務を行います。

開会 午前10時00分

開会宣告

臨時議長（遠藤 勇君） これより、平成16年第1回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

臨時議長（遠藤 勇君） ただいまの出席議員は56名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

臨時議長（遠藤 勇君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありま

す。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、伊豆市議会会議規則を初めとする関係例規が制定されておられません。今議会に議員提出議案で提出される会議規則案に準じて進行したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（遠藤 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、これより議事の進行につきましては、伊豆市議会会議規則案によって進めます。

市長職務執行者あいさつ及び部課長の紹介

臨時議長（遠藤 勇君） ここで、市長職務執行者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長職務執行者、海瀬英治君。

〔市長職務執行者 海瀬英治君登壇〕

市長職務執行者（海瀬英治君） 皆さん、おはようございます。

私は、4月1日より市長が選出される4月25日まで市長職務執行者を務めます。旧中伊豆町長の海瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

改めまして、伊豆市誕生おめでとうございます。そして、本日は伊豆市議会が正式に発足することになり、ご同慶に存じます。

伊豆市誕生までの経過を振り返りますとき、まず旧町議会において広域化の時代の流れをいち早くとらえ、町村合併に関する調査研究を進められてまいりましたことが、この大事業を成功させる大きな要因になったと思います。ここに深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

4月1日には伊豆市開庁式を行い、同時に市内65の公共施設を結んだ光のネットワークが開通いたしました。そして、旧4町長より引き継ぎを行い、事務の承継が行われ、職員への辞令の交付を行いました。さらに、選挙管理委員会、教育委員会委員が選任され、それぞれ職務執行を行っております。この間、伊豆市消防団入団式、伊豆市災害対策本部会議等を行ってまいりました。また、職員の職場・担当事務も大幅に変わりましたが、おおむね円滑に

行政事務・サービスが行われております。

本臨時議会におきましては、4月1日に専決処分をいたしました4議案につき報告をいたしますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。あいさつといたします。

臨時議長（遠藤 勇君） 続きまして、各部課長の紹介をお願いいたします。

総務部長（児島保次君） 総務部長を拝命いたしました児島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（山本準次君） 教育委員会事務局長の山本準次と申します。よろしくお願いします。

天城湯ヶ島支所長（堀江正身君） 天城湯ヶ島支所長の堀江正身と申します。よろしくお願いいたします。

中伊豆支所長（佐藤央一君） 中伊豆支所長の佐藤央一です。よろしくお願いいたします。

企業部長（渡邊玉次君） 企業部長の渡邊玉次と申します。よろしくお願いします。

上下水道部長（水口信夫君） 上下水道部長の水口信夫と申します。よろしくお願いいたします。

土木部長（土屋 亨君） 土木部長の土屋亨でございます。よろしくお願いいたします。

観光経済部長（鈴木直道君） 観光経済部長の鈴木直道と申します。よろしくお願いします。

土肥支所長（平田秀人君） 土肥支所長の平田秀人でございます。よろしくお願いいたします。

市民環境部長（福室恵治君） 市民環境部長の福室恵治です。よろしくお願いいたします。

健康福祉部長（内田政廣君） 健康福祉部長の内田政廣です。よろしくお願いいたします。

総務課長（井上清蔵君） 総務課長の井上清蔵でございます。よろしくお願いいたします。

財政課長（小川正實君） 財政課長の小川正實でございます。よろしくお願いいたします。

財政課長補佐（鈴木伸二君） 財政課長補佐の鈴木伸二でございます。よろしくお願いいたします。

市長公室長（飯田勝久君） 市長公室長の飯田勝久です。よろしくお願いいたします。

仮議席の指定

臨時議長（遠藤 勇君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

臨時議長（遠藤 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙

臨時議長（遠藤 勇君） 日程第2、選第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（遠藤 勇君） ただいまの出席議員は56名であります。

お諮りいたします。

立会人に1番、加藤章君、2番、鍵山堅一君、3番、室野英子さん、4番、酒井勲一君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（遠藤 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、1番、加藤章君、2番、鍵山堅一君、3番、室野英子さん、4番、酒井勲一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（遠藤 勇君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、投票用紙につきましては、伊豆市議会議長印を押印してありますが、伊豆市議会公印規程が制定されておりませんので、正式な公印とは認められませんが、投票用紙の正確を期するためのものでもありますので、ご了承いただきたいと思います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（遠藤 勇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（遠藤 勇君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、加藤章議員より順次投票をお願い致します。

〔投票〕

臨時議長（遠藤 勇君） 投票漏れはありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（遠藤 勇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4名の方の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（遠藤 勇君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数56票、これは出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 54票

無効投票 2票

有効投票中、石和信一議員 36票

遠藤 勇議員 3票

遠藤正寿議員 3票

木村建一議員 3票

大川富也議員 2票

三須重治議員 2票

勝呂宗司議員 2票

勝呂宗夫議員 1票

鈴木久之議員 1票

小森泰信議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は14票であります。

よって、石和信一議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（遠藤 勇君） ただいま議長に当選されました石和信一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

石和信一君、議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔議長 石和信一君登壇〕

議長（石和信一君） ただいまは、大変大勢の皆さんからご推薦いただきました石和信一でございます。議長指名いただいたものですから、謹んでお受けいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これからは議長として、伊豆市の議会並びに伊豆市のますますの発展のために尽力するつもりでございますので、どうぞ全員の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

議員の皆様にも申し上げるまでもなく、議会の活性化のために議会ではよく議論をしていただく、あるいは討論していただくということを心がけていただきたいと思います。議論は対立のためのものではなく、お互いを理解し合うためのものがございますので、申し上げるまでもないことですが、その辺もどうぞよろしくお願い申し上げまして、今後、皆様のご活躍と伊豆市の発展、議会の成長をご祈念申し上げまして、あいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（遠藤 勇君） これをもって、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。（拍手）

それでは、石和議長、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席に着席 臨時議長、自席に着席〕

議長（石和信一君） それでは、議長を務めさせていただきます。

議席の指定

議長（石和信一君） 日程第3、報告第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則案第4条第1項の規定により、ただいまご着席のとおり指定いたします。

会議録署名議員の指名

議長（石和信一君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、5番、小川一弥君、6番、佐藤藤一郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（石和信一君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時議会の会期は、本日から16日までの5日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

副議長の選挙

議長（石和信一君） 日程第6、選第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石和信一君） ただいまの出席議員は56名であります。

お諮りいたします。

立会人に7番、石倉勇夫君、8番、落合勝満君、9番、古見梅子さん、10番、塩谷尚司君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、7番、石倉勇夫君、8番、落合勝満君、9番、古見梅子さん、10番、塩谷尚司君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（石和信一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（石和信一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、加藤章議員より順次投票願います。

〔投票〕

議長（石和信一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4名の方の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（石和信一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数56票、これは出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 54票

無効投票 2票

有効投票中、大川富也議員 20票

鈴木久之議員 19票

遠藤正寿議員 7票

館林義人議員 3票
勝呂宗司議員 2票
三須重治議員 1票
勝呂宗夫議員 1票
土屋悌二議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は14票であります。

よって、大川富也議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（石和信一君） ただいま副議長に当選されました大川富也君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

大川富也君、副議長当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 大川富也君登壇〕

副議長（大川富也君） ただいま投票の結果、副議長という大役を仰せつかりましたが、私は何分にも議員の経験も浅く、その上に浅学非才でありまして、皆様の期待に沿えるかどうか分かりませんが、誠心誠意、副議長の職務を行いたいと思っておりますので、皆様方の絶大なるご支援とご協力を切にお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議提第1号～議提第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石和信一君） この際、日程第7、議提第1号 伊豆市議会会議規則の制定についてから、日程第9、議提第3号 伊豆市議会委員会条例の制定についてまでを一括上程して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

浅田靖夫君。

〔31番 浅田靖夫君登壇〕

31番（浅田靖夫君） 初めに、議提第1号 伊豆市議会会議規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、伊豆市発足に伴い、伊豆市議会における議会運営の公正と効率性を確保するため、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内の規律等を定めようとするものであります。

次に、議提第2号 伊豆市議会事務局設置条例の制定について申し上げます。

本件につきましては、議会の庶務的事務の処理のため、地方自治法第138条の規定に基づき議会事務局を設置しようとするものであります。

最後に、議提第3号 伊豆市議会委員会条例の制定について申し上げます。

本件につきましては、議会審議能率の向上のため、地方自治法第109条及び同法第111条の規定に基づき、伊豆市議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものであります。

以上であります。議員各位におかれましては、本議案3件につきましてご賛同されますようお願いを申し上げます。

議長（石和信一君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、小川君。

〔5番 小川一弥君登壇〕

5番（小川一弥君） 提出者に対し質問します。

3ページ、第14条及び4ページ、第17条であります。本案では、「議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては5人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない」とあります。第17条については修正の動議で、同様の内容であります。この案中の所定の賛成者というのは、地方自治法によると、その議会の議席数の12分の1とあります。ということは、提出者も含めて伊豆市議会では5人の議員が提出することで成り立つものと理解します。ここにある「その他のものについては5人以上の賛成者とともに」ということなので、提案者も含めると6名ということになりますが、この理由をお聞きしたいと思います。

また、この文中のその他というものはどういうことについて想定しているのか。

以上であります。

議長（石和信一君） 31番、浅田君。

〔31番 浅田靖夫君登壇〕

31番（浅田靖夫君） ただいまのご質問に対して、答弁といたしますが、5名以上というようなことでありますが、皆様に議案書の中で提出書類に賛成者を11名いただいております。そういうことではないんですか。

議長（石和信一君） 5番、小川君。

5番（小川一弥君） 本件も議員提案なので、自治法に基づいて提出されていると思います。その場合の提出者というのは何人の議員がいれば提出できるのか、このことをまず確認したいと思いますが、わかりますか。

議長（石和信一君） 今回出したものではなくて。

5番（小川一弥君） 全部そうです。議員提案というものが権利でありますので、たくさん出てくるとはと思いますが、その場合に、何人の議員が提出すればいいのか、このことを聞きたいと思います。

議長（石和信一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

31番、浅田君。

〔31番 浅田靖夫君登壇〕

31番（浅田靖夫君） 議員議案提案権、これは地方自治法第112条第2項にあります。「規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上のものの賛成がなければならない」。これでいきますと5名ということです。それに提案者1名ということでご理解願えますか。

議長（石和信一君） 5番、小川君。

5番（小川一弥君） 自治法を持っていらっしゃるの何うんですが、その実例という中に、本条第2項の12分の1の賛成には提出者を含むと書いてありますので、5名ということになるとは思います。だから、賛成者4名、提出者1名、計5名が議案提案できると思いますが、

そういう理解では違うんでしょうか。

議長（石和信一君） 31番、浅田君。

31番（浅田靖夫君） この提案の中には、賛成者が5名以上、提出者が1名ということに記載してあります。

議長（石和信一君） 5番、小川君。

5番（小川一弥君） だから、ここにはその他と書いてありますけれども、その他というのと今の自治法の条文と違うのかということと、もし賛成者が5名、提出者が1名ということになれば、地方自治法に反するということになるんですけども、そういう反することを伊豆市ではこれからやっていくということになるんでしょうか。議員の権利というものを自分たちで狭めることをやっていいのか、そういうことを最初からやっていいのか、そのことをちゃんと認識した上で、ご答弁をもう一回お願いします。

議長（石和信一君） 今の小川議員からの質問はなかなか難しい問題なんですけど、これから総務委員会その他で勉強してもらって、方向性を出してもらったらいいのではないかと思います。きょうのところは……

〔「議長」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 47番、木村君。

47番（木村建一君） そんなではだめですよ。訂正してください。

議長（石和信一君） 31番、浅田君。

〔31番 浅田靖夫君登壇〕

31番（浅田靖夫君） 小川議員の言っていることもわからないでもないですけども、ここに提案してあるのは5名の賛成者、提案者1名、そのようにご理解願います。

議長（石和信一君） 5番、小川君。

5番（小川一弥君） そもそも質問していることにまだ答えてもらっていないことがあるんですけど、その他のものについてというのはどういうものなのか、それについて5人以上の賛成者とはここには書いてあります。その他というのはどういうものなのか、そこをはっきりさせてもらいたいと思いますが、お願いします。

議長（石和信一君） 31番、浅田君。

〔31番 浅田靖夫君登壇〕

31番（浅田靖夫君） その他というのは機関意思の決定に属するものを指し、意見書の提出、議員の懲罰、議員の資格決定、会議規則の改正等々をいっております。

以上です。

議長（石和信一君） 5番、小川君。

5番（小川一弥君） その他のものについてということはわかりましたが、また研究してくださいということですが、第112条第2項の規定というのをよく勉強して、提出者も含めて5人以上ということをもう一回確認していただきたいと思います。

以上です。

議長（石和信一君） 本件は後ほど勉強し直すということで、前へ進めていきたいと思いません。

47番、木村君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 3点にわたってお尋ねします。

まず第1、56条です。前の議員の打ち合わせのときというか、勉強会のときに質問いたしましたけれども、議長も初当選のときにお話しなされておりますが、議会というのは大いに議論する場です、堂々めぐりということではなくて。3回を超えてはならないということに、一つの議員自身の縛りがかかるのかなと思っているものですから、その意味について、なぜ3回ということをやったのか。確かに標準会議規則ではそうなっておりますけれども、新しい市の発足に当たって議会改革も当然考えながら、規則の議案を12名の方が練って、今回提案していると思いますので、その関係も含めながらと言うとまた長くなりますけれども、説明していただきたい。

それから66条、答弁書の配付について、この件については一理あるんですけれども、当局は資料不足でそのとき答弁できなかったものについては、資料を後で提出するということがあるんですけれども、これは議員から指定すべきではなく、説明員の判断として行うものではないだろうかということ。さらには、公開を促進すべき議会ということで我々は当然やっているわけですが、そういう意味では、これを当局が保留するという形に結果となるものですから、保留はできるだけ避けるべきだというふうに私は思いますけれども、答弁書の配付についてどのように考えるのか。

それから79条、会議録の配付について、これを見ますと、今までどおり、いわゆる議員、関係者等ということになってきているわけですが、伊豆市発足に当たって、議会が通り返して、伊豆市の地域公共ネットワーク基盤整備事業ということですとやられている。ほぼ終わったのかなと思うんですけれども、この中に、住民が身近な場所で手軽に行政情報が取

得できるということが一つの大きなメリットとして伊豆市誕生に当たっている。そうしますと、電子情報化して、ここに書かれてあります議員及び関係者に配付するということは当然なことだと思わなければならないけれども、もっと広く、伊豆市誕生に当たっての大きなメリットを生かしていくというところまで含めながら、インターネット上にも会議録を載せていくということも考えていなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（石和信一君） 31番、浅田君。

〔31番 浅田靖夫君登壇〕

31番（浅田靖夫君） 56条の質問でございますけれども、「同一議題について3回を超えることができない」、これは今までも私どもがやってきたことであります。これは「議長の許可を得たときは、この限りでない」というのが最後につけてございます。

それから66条、答弁書を提出したときは云々ということでございますけれども、これを朗読をもって配付にかえることができるというようなつけ足しをさせていただきます。

それから、会議録の配付につきましては、議員及び関係者に配るということで終わっておりますが、この辺につきまして、木村議員の方からは、今の時代で市民全員にというようなことだろうと思っております。これは私がここで1人で云々と返事をするわけにもまいりませんので、この辺もまた研究しなければならぬ問題かなと、かように思います。

議長（石和信一君） 47番、木村君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 56条については、今、提出者が説明したとおりの文章になっているんですけれども、「特に議長の許可を得たときは」というような文章になっているんですが、私がお尋ねしているのは、文章はそのとおりで間違いはないんです。なぜ3回なのか、大いに論議するということであるならば、議長にその点の権限を与えるだけで、必要であるならば議長が回数を制限することができるということをやってもいいんじゃないか。通常、どこでもそうなんですけれども、3回を超えると、もう終わりですよというのが通例になっているんですね。さらに深めていくということが、とりわけ大きな市になったときに、それぞれ自分の自治体はわかるけれども、ほかの自治体はわからないわけです。どうしても深めたいとなるならば、3回、4回、5回になるかもしれません、当局の答弁によって。意地悪するんじゃないくて、論議を深めていくという意味で、この3回が、どうしても今までの慣例からいくと引かかるものですからお尋ねしております。

それから66条、私はそれほどこだわらないんですけれども、これはもう一回お尋ねします

が、議員が議会の方から答弁書の配付をこうしなさいよと指定すべき問題ではない、説明員の判断によるんじゃないかというふうに思うものですから、お尋ねしていきたいと思えます。

79条については、また後ほどいろいろな議会の場で、全議員の皆さんとお話をしていきたいというふうに思えます。お願いします。

議長（石和信一君） 今、木村議員からご質問があったんですけども、余りこだわらないというようなご発言があったものですから、きょうはこの辺で切っていいですか。

47番（木村建一君） 違います。一番最後の79条についてはこだわりませんというお話をしたわけです。

議長（石和信一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 37番、三田君。

〔37番 三田臣一君登壇〕

37番（三田臣一君） 動議を提出したいと思えます。

ただいま一括議題になっております3件につきましては、所定の賛成者もあり、木村議員の発言は質問というよりも意見に近いというような形もありますので、直ちに採決する動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ただいま三田議員より動議が出されましたが、会議規則により5人以上の賛成者が必要であります。確認のため賛成者の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（石和信一君） 賛成多数と認めます。

よって、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

47番、木村君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 私は、議提第1号の会議規則についてのみ反対討論を行います。

地方分権の名にふさわしい地方自治体はどうあるべきか、その結果として伊豆市が発足いたしました。地域の行政は地域の住民が自分たちで決定して、その責任も自分たちが負う、すなわち自己決定と自己責任の行政システムを構築する、こういうことです。

当然、新市スタートに見合う議会を我々はつくり上げなくてはなりません。議会を活性化させていく、その土台の一つが会議規則です。議会の活性化のために、標準会議規則を基本にしながらも改革していく、これが極めて大切になっていると私は思いますが、新市スタートを任せられた議会議員、我々の責任は重大です。

議会は執行機関の諮問機関でもないし附属機関でもないことは、皆さん当然ご承知のことと思います。互いに独立して職務を分担しているのであって、双方に優劣はない、議会も執行機関も政治的責任を住民に負っています。その立場から、標準会議規則からの改革が私は必要だというふうに思っています。

反対理由の第1、いろいろ質問いたしました。が、会議規則第14条の議案及び第17条の修正動議に必要な人数を、提出者以外5名と提案しておりますけれども、提出権は提出者を含むことはどこを見ても当たり前のことなんです。地方分権一括法の中で議案提出権が8分の1から12分の1になりましたけれども、議会側からも積極的に提案できるように議会改革がなされたからこそ、こういう状況になった。その経過を見るならば、みずから法律よりもさらに後退させていくような会議規則は、私は甚だおかしい、検討を要求します。

第2の反対理由は、第56条、質疑の回数の問題です。執行部の提案に対してわからないことを聞く、執行部の考えをただして深めていって、住民の皆さんにもよくわかってもらうようにしていく、これが議員の仕事です。「議長は、必要があるときは質疑の回数を制限することができる」、このように改めても議会運営に支障はないはず。当然のこととして堂々めぐりをやるという状況になれば、今言った必要があるときはということで議長が当然判断するでしょうから、質問をそこでストップさせるなりまとめさせると、こういう手はずが当然とれることです。

新市スタートを迎えた今、執行機関、議会が車の両輪だということをよく言われますけれども、新しい市、伊豆市を我々がつくり上げていく土台が今まさにスタートしている。在任特例によって市議会議員になった私たちの3万8,000人の市民への責任は極めて重たいもの

があります。議会の活性化とは、大いに議論を尽くして、市民にとって身近な市政、身近な議会を執行機関とともに作り上げていく、これが大事だと思います。

そういう意味で、第14条等々、今、反対討論の中身を具体的に述べましたけれども、議会活性化のために、ぜひとも賛同をお願いいたしまして反対討論といたします。

議長（石和信一君） ほかに討論ありませんか。

4番、酒井君。

〔4番 酒井勲一君登壇〕

4番（酒井勲一君） ただいま反対の方の討論を聞きましたけれども、私はいささか考え方が違うことがございますので、賛成の立場で討論をいたします。

今、反対の方が議論をたくさんするというようなことをおっしゃいましたが、確かに私もそう思います。しかし、今、伊豆市が合併になりまして、議論することが非常にたくさんあるわけです。しかもスピード化を図らなければなりません。私はそういう立場で、ぜひこの案件を賛成していただきまして、直ちに会議規則を制定していただきたい、このように考えております。よろしくをお願いします。

議長（石和信一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 討論なしと認めます。

これより、議提第1号 伊豆市議会会議規則の制定についてから、議提第3号 伊豆市議会委員会条例の制定について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（石和信一君） 起立者多数。

よって、議提第1号から第3号は原案のとおり可決されました。

決議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石和信一君） 日程第10、決議第1号 伊豆市議会報編集特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

決議第1号の提案理由を説明いたします。

ただいま議題となりました決議第1号 伊豆市議会報編集特別委員会の設置に関する決議

について、提案理由を申し上げます。

決議書にありますように、伊豆市民に議会活動に対する理解と協力を求めるため、委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置し、議会だよりを発行するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） 討論なしと認めます。

これより、決議第1号 伊豆市議会報編集特別委員会の設置に関する決議について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石和信一君） 起立者全員。

よって、設置することに決定しました。

ここで、11時50分まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時50分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任

議長（石和信一君） 日程第11、選第3号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿

のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を各常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各常任委員は、休憩中それぞれ委員会を開会し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、委員会条例第9条第2項の規定によりご報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時15分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長互選結果の報告

議長（石和信一君） 休憩中、各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

事務局長。

事務局長（長谷川與志衛君） それでは、ご報告申し上げます。

総務委員会委員長 鈴木健市議員、副委員長 三田臣一議員。

福祉文教委員会委員長 遠藤 勇議員、副委員長 鈴木・一議員。

観光経済委員会委員長 日・才一議員、副委員長 飯田宣夫議員。

土木水道委員会委員長 堀江昭二議員、副委員長 内田芳孝議員。

以上でございます。

議長（石和信一君） ここで、1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時15分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任

議長（石和信一君） 日程第12、選第4号 議会運営委員会委員の選任及び日程第13、選第5号 議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各委員は、休憩中それぞれ委員会を開会し、正副委員長の互選を行い、委員会条例第9条第2項の規定によりご報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時28分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果の報告

議長（石和信一君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

事務局長。

議会事務局長（長谷川與志衛君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長 勝呂宗夫議員、副委員長 浅田靖夫議員。

議会報編集特別委員会委員長 山下 一議員、副委員長 関 邦夫議員。

以上でございます。

議長（石和信一君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時31分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号の上程、説明

議長（石和信一君） 日程第14、議案第1号 伊豆市役所の位置を定める条例ほか187条例の制定についての専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者 海瀬英治君登壇〕

市長職務執行者（海瀬英治君） 議案第1号の提案理由を申し上げます。

伊豆市発足に当たり、その行政運営に支障を来さないため、地方自治法第179条第1項の規定により、伊豆市役所の位置を定める条例ほか187の条例制定について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（石和信一君） 提案説明が終わりましたので、総務部長の概要説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） それでは、伊豆市において専決した条例についての概要説明をいたします。

まず、専決処分する条例の要件ということで、先にお話しさせていただきます。

専決処分をするということは、条例の要件の中に、1番として、法定により必ず設置するものもしくは制定が必要なもの、またこれに準ずるもので市政執行上空白期間の許されないもの、2番として、新市の組織及びその運営または職員等の給与、勤務時間等に関するもの、3番として、市民の権利利益の保護または権利の制限もしくは義務を課するため空白期間を許されないもの、4番として、公の施設等の設置管理に関するもの、5番といたしまして、合併する各町が同様の施設を有する事業に関するもので統合する必要のあるもの、6番として、合併協議会において協議され決定済みのもの、7番として、市制に変更することにより新たに発生する事務等で必要となるもの、このように専決処分する条例の要件が決まっております。

今回は188件条例を専決処分いたしました。これらをもとに専決処分いたしました。この条例については、合併協議会、また事務担当者の協議の中で、1年3カ月間協議をし、また事務のすり合わせの中で行ったものでございます。

それから、今回専決条例が185本、それから同日改正条例、専決処分の条例の中に含まれない、間に合わなかったものを3本つけ加えまして、全体で188本の条例を専決処分させていただきました。これについては各町の今まであった条例がほとんどでございますので、それをすり合わせ、また条文の改正、修正を行いまして、専決処分させていただきました。

それから、皆様もご存じかと思いますが、今ごろいつも税条例を改正してございます。この税条例については改正が間に合っておりますので、伊豆市条例集の中に含まれております。専決処分という形ではございますが、一緒に入っております。

それから、主なものとしては、今回、個人保護条例の追加であるとか、そういうようなものを追加させていただきました。

あとは、伊豆市条例集に基づきまして専決をし、皆様のお手元に届けておりますので、これをごらんになっていただきたいと思います。1本ずつ説明していきますと非常に時間がかかりますので、この条例集を見て修正案があるようでしたら、今回ではなく、次の定例会等にご意見を聴取させていただきたいと思います。

以上、雑駁でございますが、条例の専決についての概要説明を終わります。

議長（石和信一君） 発言通告書により、質疑、討論は16日に行います。

なお、通告書の期限は14日の午前中となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

議案第2号の上程、説明

議長（石和信一君） 日程第15、議案第2号 平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算の報告及びその承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者 海瀬英治君登壇〕

市長職務執行者（海瀬英治君） 議案第2号の提案理由を申し上げます。

地方自治法第7条の配置分合に伴い、施行令第2条の規定により、平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算について、別紙のとおり調整しましたので、ご承認をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（石和信一君） 提案理由の説明が終わりましたので、総務部長の概要説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） それでは、伊豆市暫定予算の概要説明を申し上げます。

伊豆市暫定予算は、調整の結果、一般会計ほか16件の特別会計合計で92億円となります。これについては3カ月の期限でございます。このうち15年度事業の繰り越し分及び未払い分が約22億3,300万円となります。実質的な16年度分の暫定分としますと約69億7,000万円でございます。経費といたしましては、人件費や医療費の支払い、介護事業費、施設の管理運営などの3カ月分の経費のほか、合併事業である消防の土肥支署整備のための解体工事、市長選挙費などが主なものでございます。

これを会計別に見ますと、一般会計では50億4,200万円で、うち未払い金は12億3,400万円、実質38億800万円となります。また、国民健康保険特別会計では10億8,100万円で、うち未払い金2億3,600万円、実質8億4,500万円、老人保健特別会計では12億4,700万円で、うち未

払い金 3 億 4,000 万円、実質 9 億 700 万円、介護保険特別会計では 7 億 6,700 万円で、うち未払い金 2 億 9,900 万円、実質 5 億 3,800 万円などとなっております。

各会計の未払い金のうち、主なものは、一般会計で地域公共ネットワーク電算システム統合事業の 4 億 6,700 万円、戸籍電算化事業 1 億 2,800 万円、災害復旧工事分 3 億 3,500 万円などでございます。また、特別会計では天城北道路用地取得特別会計で用地及び物件補償 1 億 1,700 万円、国民健康保険特別会計で 2 月診療分及び老人保健拠出金など 2 億 3,600 万円、老人保健特別会計では 2 月診療分 3 億 4,000 万円、介護保険特別会計で 3 月分居宅介護サービス及び施設介護サービス費等などでございまして、2 億 2,900 万円などでございます。

次に、全体の暫定予算を性質別で見ますと、92 億円のうち、人件費は約 14 億 1,200 万円で 15.3% を占めます。それから、消耗品や業務委託などの物件費は約 15 億 3,000 万円で 16.6%、扶助費、医療費、組合負担金などが 39 億 6,000 万円で 46.1% を占めております。普通建設事業は、合併事業の消防署土肥支署分 1,200 万円のほか、繰り越し事業の狩野川遊歩道歩道橋設置工事 5,800 万円、未払い分といたしましては、先ほど申し上げましたが、地域公共ネットワーク工事分 4 億 3,000 万円等で、合計 9 億 5,200 万円となっております。

実質 16 年度予算について主な事業を申し上げますと、一般会計では、三島・田方行政情報センター協議会負担金を含む電算事業費が約 2 億 800 万円、高齢者や障害者の在宅福祉事業等 1 億 6,900 万円、児童手当の給付 7,500 万円、生活保護扶助費 7,300 万円、清掃センターや伊豆市・戸田村衛生施設組合の経費に約 1 億 4,500 万円、天城北道路関連事業に 3,000 万円などがあります。

次に、天城北道路用地取得特別会計ですが、この会計は、国にかわって用地を先行取得するための会計で、翌年度以降で国が買い上げをしていく制度となっております。16 年度分として、6 月までに買い上げを予定しております用地費及び補償費 1 億 5,400 万円と、償還金 1 億円を計上してございます。

次に、自然公園特別会計ですが、未払い分を除いた 16 年度分は 1 億 6,100 万円で、虹の郷及び達磨山キャンプ場の 3 カ月分の管理経費となっております。

次に、国民健康保険と老人保健特別会計ですが、両会計とも 16 年度分として 3 月及び 4 月分の診療に係る支払い分として、国保会計で 4 億 4,500 万円、老人保健会計で 8 億 8,700 万円を計上しております。

また、介護保険特別会計は、16 年度 3 カ月分の介護サービスとして約 5 億円を見込んでおります。

議長（石和信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（石和信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（石和信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 田方地区消防組合の加入ほか13件の専決処分の報告及びその承認について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石和信一君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石和信一君） 日程第17、議案第4号 伊豆市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者 海瀬英治君登壇〕

市長職務執行者（海瀬英治君） 議案第4号の提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、同法第235条第2項に規定する指定金融機関を株式会社スルガ銀行とする専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（石和信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

下水道事業特別会計ですが、業務費として3カ月分の処理場管理費1億3,200万円を計上してございます。

その他各事業会計につきましても、3カ月分の管理運営費を計上しております。

なお、各会計とも、詳細につきましては、別冊にございます暫定予算書をもちまして説明にかえさせていただきます。

議長（石和信一君） 発言通告書により、質疑、討論は16日に行います。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石和信一君） 日程第16、議案第3号 田方地区消防組合の加入ほか13件の専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者 海瀬英治君登壇〕

市長職務執行者（海瀬英治君） 議案第3号の提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、一部事務組合の加入6件、協議会の加入3件、事務の委託4件及び附属機関の共同設置1件について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（石和信一君） 提案理由の説明が終わりましたので、総務部長の概要説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） 今回の提案事項について、細部について説明申し上げます。

今回、13件の組合または協議会の脱退を旧町で行ってまいりました。4月1日に空白期間を置かないために専決させていただきました。田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合、田方地区交通災害共済組合、駿豆学園管理組合、静岡県市町村職員退職手当組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合、三島田方情報センター協議会、駿豆地区広域市町村圏協議会、伊豆市・田方郡町村管内救急医療協議会、公平委員会等でございます。

雑駁ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

議長（石和信一君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（石和信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（石和信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 伊豆市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石和信一君） 起立者全員。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

散会宣告

議長（石和信一君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は4月16日午前10時より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 石 和 信 一

臨 時 議 長 遠 藤 勇

署 名 議 員 小 川 一 弥

署 名 議 員 佐 藤 藤 一 郎

平成 16 年第 1 回（ 4 月 ）伊豆市議会臨時会

（ 第 2 号 4 月 16 日 ）

平成16年第1回(4月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第2号)

平成16年4月16日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号 伊豆市役所の位置を定める条例ほか187条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について(前回の続き)
- 日程第 3 議案第2号 平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算の報告及びその承認について(前回の続き)
- 日程第 4 選第 6号 一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 推薦第1号 伊豆市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第1 閉会中の継続調査申し出について

出席議員(56名)

1番	加藤章君	2番	鍵山堅一君
3番	室野英子君	4番	酒井勲一君
5番	小川一弥君	6番	佐藤藤一郎君
7番	石倉勇夫君	8番	落合勝満君
9番	古見梅子君	10番	塩谷尚司君
11番	飯田宣夫君	12番	小出逸治君
13番	浅田正孝君	14番	小野忠宏君
15番	大川孝君	16番	森野文夫君
17番	小森泰信君	18番	大川勘太郎君
19番	関邦夫君	20番	杉山羌央君
21番	杉本喜作君	22番	磯晴雄君

23番	大川 宏 君	24番	遠藤 甚義 君
25番	三須 順吉 君	26番	山下 一 君
27番	安藤 若夫 君	28番	飯田 正志 君
29番	木内 一郎 君	30番	大川 富也 君
31番	浅田 靖夫 君	32番	内田 芳孝 君
33番	鈴木 ・ 一 君	34番	田中 祐市 君
35番	塩崎 浩治 君	36番	高田 和正 君
37番	三田 臣一 君	38番	今井 眞奈武 君
39番	石和 信一 君	40番	山田 規正 君
41番	片山 晃男 君	42番	舘林 義人 君
43番	土屋 英隆 君	44番	堀江 昭二 君
45番	土屋 悌二 君	46番	三須 重治 君
47番	木村 建一 君	48番	遠藤 正寿 君
49番	日 ・ 才一 君	50番	勝呂 宗夫 君
51番	鈴木 久之 君	52番	鍵山 二 君
53番	鈴木 健市 君	54番	遠藤 勇 君
55番	勝呂 宗司 君	56番	森 良雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 職務執行者	海瀬 英治 君	教育長	室野 純司 君
土肥支所長	平田 秀人 君	天城湯ヶ島 支所長	堀江 正身 君
中伊豆支所長	佐藤 央一 君	総務部長	児島 保次 君
市民環境部長	福室 恵治 君	健康福祉部長	内田 政廣 君
観光経済部長	鈴木 直道 君	土木部長	土屋 亨 君
上下水道部長	水口 信夫 君	企業部長	渡邊 玉次 君
教育委員会 事務局長	山本 準次 君	総務課長	井上 清蔵 君
財政課長	小川 正實 君	財政課長補佐	鈴木 伸二 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	長谷川 與志衛	次	長	鍵山 光男
局長 補佐	森 修司	係	長	三田 浩二
主 査	山下 正恵			

開議 午前10時00分

開議宣告

議長（石和信一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成16年第1回臨時会を再開いたします。

ただいまの出席議員は56名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（石和信一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（石和信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。

11番、飯田宣夫君、12番、小出逸治君を指名いたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（石和信一君） 日程第2、議案第1号 伊豆市役所の位置を定める条例ほか187条例の制定についての専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

本案につきましては、初日の12日に説明してありますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

47番、木村建一君。

〔 47番 木村建一君登壇 〕

47番（木村建一君） まず最初に、条例第51号、国民健康保険税条例の件についてお尋ねいたします。

合併の基本原則は、一般的に福祉サービスなどのサービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整していくということでした。これは4町合併協議会の合併Q & A、合併のメリットの中のサービスの高度化・多様化の部分で説明しているものです。たくさんの調整項目の中で、国民健康保険税率の調整についてだけ負担増を前提条件にして合併協議会の日程に上りましたけれども、合併の基本原則から見て、この税条例の専決処分をどう評価しているのでしょうか。

次に、条例第188号、伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

消防団員などが消防業務中に負傷したり死亡、障害になったとき、本人もしくは家族などに対して生活権を補償するための制度ですけれども、基礎補償額及び介護補償費を引き下げております。例えば団長及び副団長の勤務年数が10年未満の場合の補償基礎額を1万2,600円から1万2,470円と130円の引き下げ、また、介護状態になったときの1カ月の介護費用の最高額を10万6,000円から10万4,970円に1,130円引き下げています。その理由についてお尋ねいたします。

次に、条例第35号、市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、条例第45号、伊豆市職員等の旅費に関する条例の中の食糧費など3件についてお尋ねいたします。

第1に、内国旅行をした場合の食料について、市長などの4役と市議会議員は2,600円ですが、職員は2,200円、日当についても同額ですが、この400円の違いは何でしょうか。

第2に、宿泊地を甲地方と乙地方に分けていますが、甲地方に東京都ほか大阪市など5市を指定していますが、この地区の中に乙地方も設定するということでしょうか。

第3に、旧天城湯ヶ島町では、条例に田方地区に出張する場合は日当は支給しないとなっていました。これは専決処分では削除されているのかどうか、お答え願いたいと思います。

議長（石和信一君） 市長職務執行者。

〔 市長職務執行者 海瀬英治君登壇 〕

市長職務執行者（海瀬英治君） 答弁につきましては、各担当部長にいたさせますので、よろしく願いいたします。

議長（石和信一君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） まず第1に、合併の基本原則から見てどのように評価しているかということのご質問でございますが、国民健康保険は相互扶助の精神に基づく社会制度であるわけでございます。合併に伴います国民健康保険税の適正水準の算定につきましては、医療費の伸びや介護納付金に見合った保険税の水準設定を行うことが基本原則であることは言うまでもないわけでございます。

合併の基本原則であります4町のすり合わせについてでございますが、4町ともに医療分、介護分それぞれ差異があったわけでございます。議員ご存じのように、合併協議会の調整決定を受けまして保険税を決定させていただいたものであります。よろしく願いいたします。議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） 木村建一議員にお答えいたします。

まず、損害補償基礎額及び介護補償費を引き下げた理由となっております。今回専決処分をいたしました伊豆市消防団員等公務災害補償条例については、条例集の内容にあるとおり、消防団員等公務災害補償条例を政令改正に伴い、この施行日に合わせて同額の金額を引き下げる改正条例として専決処分したものでございます。

まず上法があるということでございます。この条例は、消防組織法第15条の7第1項に規定する市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより市の条例でございます。その消防団員またはその者の遺族に補償しなければならない旨の定めがございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従って制定したものでございます。

合併前の4町においても、この政令に基づく金額を条例で定めてございました。昨年4月にもこの政令の基準の引き下げに基づき条例改正を専決処分したものでございます。この基準を定める政令は本年3月26日に公布され、人事院勧告等による公務員給与の引き下げに倣い、非常勤公務員である消防団員の公務災害補償の額も引き下げたものでございます。

もう1件は日当等についてでございます。一般職員の給与その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失しない、公平感を保つというようなことで配慮がなされております。一般職の国家公務員の嘱託料、日当及び宿泊料は4段階に区分されております。2,600円、2,200円、2,000円、1,700円となっております。この国家公務員の額に配慮した結果、国家公務員の8級以下4級以上の職務の区分に定められているそれぞれの額と合わせて

ございます。先ほど説明した金額でございます。

議員の皆様と市長等の特別職につきましては、同様の考えが適当と思われま。また、近隣の市町と比べて低額になっておりますが、国家公務員の9級以上の職務の区分に定められている額を採用してございます。

別表1の備考欄の規則で定める地域についてでございますが、備考欄で規定しております規則で定める地域と、準ずる地域で規則で定めるものにつきましては、宿泊する場合の甲地方と言われる地域を定めております。この地域は、国家公務員等の旅費支給規程で定められている甲の地域を言います。

それから、3番目の旧天城湯ヶ島町の条例の中で、田方郡区域に出張する場合、日当は支給しないということについてでございますが、旧土肥町及び旧中伊豆町におきましても多少の区域指定の差異がございました。また、同様の趣旨が規定されておりました旧修善寺町におきましては、日当の定額の2分の1を支給する規定となっております。このことについては、2分の1というのは条件がございまして、4時間以上であるとか、昼食を挟むというような条件がございました。これらに基づきまして調整した結果、このようになっております。

また、条例第25条の規定に基づき、規則において伊豆市内と田方郡内の区域の出張につきましても、この調整をもとに日当は支給しないということで取り決めをいたしました。

また、沼津市、三島市、熱海市、伊東市、下田市、長泉町、清水町、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、河津町、東伊豆町、賀茂村の区域の出張につきましても、日当の定額の2分の1の支給とすることに条例で決めました。

以上で答弁を終わります。

議長（石和信一君） 木村君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 再質問したいと思います。

最初に、条例第51号、国保税率の件ですが、1つ目には、医療費の推計を見ながらということで、当然、作業がなされたと思うんですが、医療給付費の見込み、合併協議会の議事録を私は読みましたけれども、14年度と15年度、この2年間だけを見て医療費が非常に上がったと。20%ということが書かれてあったんですけれども、通常、医療費の推計を見るときには、過去をもう少し振り返りながら医療費推計を出してきたと思うんですけれども、2年間を見た理由について、なぜ2年間だったのかお尋ねしたいと思います。

それから、当然、医療給付費から、特に国からの財政支援を引きながら国民健康保険税を決めていかれると思うんですけれども、合併した市町村に対する国からの財政支援というのがあるわけです。合併関係市町村間の公共料金の格差是正に要する経費を3年間、特別交付税によって財政措置するというのが、田方南部地域における合併の意義の中でも述べられているんですけれども、特別交付税の額というのは当然後から来るものですから、この協議の中で具体的に幾らだということは出てこないと思うんですけれども、この辺も考慮してきたかどうか、いわゆる合併のメリットの点をお尋ねしたいと思うんです。

それから3つ目に、合併協議の決定事項として、急激な負担にならないようにという配慮をしたということですから、当然、今回の専決処分だと、国民健康保険税が上がる住民もいるし下がる住民もいるわけですよ。

でも、ここで言っている急激な負担増になっていないという結論を出したのかなと思うものですから、お尋ねしたいんですけれども、15年度から16年度にかけて国民健康保険税の推移について、旧町ごとにどのように変わっていくのかということについての資料はもういただいておりますので、その点はいいいんですけれども、ここで負担増にならないようにということは、それぞれのモデルをもとにしながらということでは算出したのかなと私は思ったものですから、再度お尋ねするんですけれども、新しい税率を決めるに当たって、例えば住民の平均モデルに変化があったのかどうか。また、4割軽減世帯、6割軽減世帯の方が当然この中にいらっしゃるわけなんですけれども、この方たちの税が上がるどころ、負担がふえるところについて具体的に検討されたのかどうか。

詳細については、定例会で当然上がってくるでしょうから、そのときにやりますので、検討されたのかどうか、もし検討されているならば、その辺の数的なことでもありましたらお願いしたいと思うんです。

次に、条例第188号の件についてお尋ねしますけれども、政省令の改正があって、その基準に従って一部改正をしたというお話だったんですが、総務省の地方分権が推進されるということで、いろいろな資料がたくさん出ているんですけれども、総務省いわく、国の画一的な基準や各省ごとの縦割り行政に縛られずに、地域の実情、ニーズに合った個性的で多様な行政を展開することができるようになりますと、こういうふうに言っているわけです。

しかしながら、残念ながら、今、総務部長がお話ししたように、また政省令の基準が来たというふうなことで、ある意味では従わざるを得ないのかなとも思うんですけれども、地方分権の精神から見て、総務省は今こういうふうには言っているわけですが、基準に従わざるを

得なかったのかどうか。当然、専決処分をやったわけですから、それぞれの自治体の中で考えられてこの点は検討されたのかなと思いますので、再度お尋ねしたいと思います。

それから、食糧費の件について、私はほかの自治体も若干見させていただいたんですが、そんなに遜色はないので、高いとか低いとかではなくて、ほかの自治体では、食糧費は一緒に日当の中に入れているという市もあったんですが、食事をするに当たって、市長だから、議員だから、ほかの職員だから、いわゆる市の職員だからって、そんなに食べる差はないと思うものですから、その点どうなのかなと思いますので、再度お尋ねしたいと思います。

議長（石和信一君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） まず、過去の比較というようなことで、14年度と15年度を比較してきたということでございますが、一番近くのところの医療費が最近急騰してございますので、それらにつきまして比較しながら検討してきたところでございます。

財政支援等々の問題につきましては、特にそういうことがあるわけでございますけれども、議論の中では、まずそれに集中はしてこなかったということがございます。合併協議会の要点につきまして、保険税と基金の調整というようなことで考えていたわけでございます。税率も基金もともに財源の問題が関係するため、調整が非常に難しかったということが1つあります。

まず税率につきましては、昨年の4町の国保運営協議会等におきましても、各委員、先ほど木村議員もおっしゃっていたわけでございますけれども、保険税率は被保険者の急激な負担増とならないようにというような意見が大勢を占めた中で決定がされております。したがって、適正な保険税の賦課条件といたしまして、被保険者が公平に保険税を負担することが原則であります。これらのことを踏まえまして、先ほど申し上げましたように、合併協議会での決定事項の保険税が決定されているわけでございます。

木村議員おっしゃるとおりに、合併につきましていろいろな課題がまだまだあるわけでございます。1つは、被保険者の理解を求めながら、来年度の予算歳入財源を確保するのにどういう方法をとるのか、税率を引き上げていくための歳入財源をどうするか等々、いろいろあります。以上の懸案につきましては、早期に国保運協を開催し諮問をしていきたい、このように思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（石和信一君） 次に、総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） それでは、2点ほど再質問がございましたので、それにお答えいたします。

まず、政令に基づいて、地方分権の立場からそういうことはできないのかというようなことですが、現状では法律がまだまだふくそうした中でございますので、一遍に切りかえるということは無理なことだと思います。そのようにご理解願いたいと思います。

それから、食事についてでございますが、木村議員のおっしゃることは私もある程度納得できますが、現状では特別職というようなことで役職を分けておりますし、議員さんもそのように考えておるようですので、そのように分けていただきました。

ただ、職員2,200円というのは一番高いところに、主事から部長まで一緒でございますので、その点もご理解願いたいと思います。

議長（石和信一君） これで、木村議員の質疑を終了いたします。

次に、5番、小川一弥君。

〔5番 小川一弥君登壇〕

5番（小川一弥君） 私は3点についてお尋ねします。

まず条例第54号、伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例についてお尋ねします。

行政財産の目的外使用を認める件がこの条例の中であるのでしょうか。あればその理由をお尋ねします。

次に、条例第65号、伊豆市土地開発基金条例であります。

基金条例はこの条文の中に計18条例ありますが、具体的に基金の額を特定しているのは、本条例ともう一条例だけありますが、その理由をお尋ねしたいと思います。

次に、条例第124号、伊豆市立地域集会施設条例であります。

地域集会施設条例で指定されている集会所、指定されていない集会所があります。特に旧修善寺町では一つも指定されていませんが、その理由をお尋ねします。

以上です。

議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） 小川議員にお答えいたします。

まず、行政財産の目的外使用についてお答えいたします。

地方自治法第238条の4第4項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と、このように書いてございます。この規定を受けま

して、その必要事項を定めた条例で具体的な事例といたしましては、庁舎内に業者による各種の自動販売機の使用については認めてございます。それから、駐車場等を使用して朝市やバザーを行う場合も、行政財産の目的外使用というようなことで該当するもので、これについても認めてございます。

それから、土地開発基金についてですが、地方自治法第241条に「条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」と定められてございます。前者の特定目的のために資金を積み立てる基金は、伊豆市の場合は、財政状況等を考慮し、毎年度の予算の中で積み立てをする基金、これに対しまして後者は、定額の資金を運用するため設ける基金と、あらかじめ条例で運用する総額を定めることとしてございます。

ご質問の土地開発基金は、後者の定額の資金を運用するために設けられた基金でございまして、条例で定めている額5億724万円につきましては、旧4町で保有しておりました土地開発基金の合計額を記載したものでございます。

それから、次の集会所施設条例に指定される集会所と指定されていない集会所があるのはなぜかと、特に旧修善寺町は一つも指定されていないが、その理由ということでございます。

地方自治法第204条に規定する公の施設として、合併前の天城湯ヶ島町立地域集会施設等の設置及び管理に関する条例、中伊豆町の地域集会所施設等の設置及び管理に関する条例、土肥町小下田の多目的集会施設の設置及び管理運営条例による地区集会所と設定されていたものがございます。これらの施設を統合して同じ条例の中に位置づけたということでございます。

この条例に位置づけてある集会所は、農林水産省の中山間地域補助事業、中山間地域に位置する市町村を対象とした補助金を利用し、建設したものでございます。特に国庫補助金というようにご理解願いたいと思います。この事業は農林水産業の振興を図るために、農村交流施設等の整備を市町村が事業主体として整備することが条件となり、農山村の生活向上や交流促進を実施することが目的の一つとなっております。

このため、この事業により設置した施設については、事業主体となる市町村の公の施設として明確に条例に定めなければならないというものでございます。この補助事業の目的に合わせ、地区自治会等の管理委託により地区住民に利用していただいておりますのでございます。

旧修善寺町の区域の集会所の施設については、この事業以外の建設によるもののため、地区自治会の所有施設として、市の条例に施設名を明記する必要がないものとなります。

以上のようにご理解願いたいと思います。

議長（石和信一君） これで、小川議員の質疑を終了いたします。

次に、42番、館林義人君。

〔42番 館林義人君登壇〕

42番（館林義人君） 条例第5号、伊豆市事務分掌条例の中の上下水道部の事務についてお尋ねします。

条例には下水道に関する事しかありません。上水道、簡易水道に関する事に触れていませんが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

それからもう一つ、条例第43号です。伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例についてお尋ねいたします。

特殊勤務手当の種類の中で、現業手当、施設従事手当とは具体的にどのようなものなのか、お尋ねいたします。

議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） それでは、お答えいたします。

伊豆市事務分掌条例に下水道のみ、上水道がないのはなぜかということでございます。これについては、平成15年、前年度ですが、9月2日に地方自治法の一部改正により、この条例が基づく自治法第158条の改正が行われております。地方公共団体の長の直近下位の内部組織、直近下位ということは部の組織でございます。設置及びその事務分掌について条例で定めることとなっております。伊豆市においては、市制施行に伴い部組織を設置することとなり、長の直近下位の組織として、この条例で部とその部が所管する事務を定めてございます。

ご質問は、この条例の上下水道部の組織に下水道事業の事務分掌は規定してあるが、上水道事業の組織の事務分掌が規定されていないのはなぜかということと受けとめました。地方自治法第158条で、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため」とあり、地方自治法でいう長の権限は、地方公営企業法に基づく水道事業の事務分掌は含まれていないため、この条例については上下水道部の事務分掌には下水道事業しか定めてございません。

水道事業の事務分掌は、地方公営企業法に基づき、伊豆市水道事業条例の第4条において上下水道部を設置し、公営企業管理者の事務分掌は同法の第9条に定められてございます。

このため、地方公営企業法第10条に基づく企業管理規程により、公営企業管理者の権限となる事務については伊豆市水道事業等事務分掌規程を制定し、上水道課を分掌させていただきます。

それから、伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の現業手当、施設手当はどのようなものかということでございます。伊豆市の特殊勤務手当については、伊豆市職員の特殊勤務手当に関する規則、伊豆市国民宿舎に勤務する職員の特殊勤務手当等に関する規則、伊豆市営施設に勤務する職員の特殊勤務手当に関する規則でそれぞれ定められてございます。それぞれの業務に応じて特殊勤務手当の種類と額を定めてございます。これについては、伊豆市職員の特殊勤務手当に関する規則の抜粋を少し朗読します。

まず現業手当としては、市立学校管理業務手当、これは月額5,000円、市立公民館管理業務、公民館に居住して施設の管理に従事する者に限る5,000円、修善寺総合会館保安業務月額2万円。特殊作業手当でございますが、し尿処理の業務またはごみの処理、収集及び処理の業務、1日につき1,250円、し尿・ごみの収集処理の業務が2,000円でございます。それから、熱管理業務といたしまして、ボイラー技師の免許を受けた者でございますが、これについては月額7,000円、技術管理業務としてはし尿処理施設、ごみ処理施設の管理業務、資格を有する者でございますが、7,000円でございます。それから業務主任、これらを統括する主任という名義をつけられた職員に対して月額8,000円と、このようになってございます。

議長（石和信一君） 館林君。

〔42番 館林義人君登壇〕

42番（館林義人君） 水道関係のことをもう一度お尋ねしたいんですけども、ちょっと聞き漏らしたかどうか知りませんが、上水道というのはこれから部をつくるということですか、それをお尋ねします。ここには下水道はあるんですが、上水道と簡易水道がないということは、これからその課か部をつくるかどうかということですか。お尋ねします。

議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） 意味が少しわからない点がありますから、答えが的を得ているかどうかわかりませんが、館林議員は、部をつくるか課をつくるかということにとらえましたが、現在、組織としてはできております。最後に言いましたように、伊豆市水道事業事務分掌規程を制定し、上水道課を分掌させていただきますので、現在、課はできております。

議長（石和信一君） これで、館林議員の質疑を終了いたします。

以上で、通告による質疑は終了しました。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

最初に反対討論、47番、木村建一君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 条例第51号、国民健康保険税条例と、条例第188号、伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての承認に対して反対討論を行います。

まず最初に第51号です。

第1は、国民健康保険税率に関しては、合併協議会でのそれぞれ委員の発言や住民に示した合併効果と違う結論を出した。負担を重くした住民世帯をつくったということです。去年の7月30日の第14回合併協議会での会議録を読みますと、ある委員が、基本的には負担は軽く、サービスは高くということを念頭に置きまして調整していただきたいと。それに対して合併協議会議長は、その意見に向けて努力していきたいとありました。

また、合併協議会のホームページはいいことづくめです。こんなことも書かれておりました。一般的に合併の際、福祉サービスなどのサービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整されると説明した後、丁寧に事例まで載せております。どこの自治体かわかりませんが、次のように載せております。旧A村地区で水道料金は1,300円から690円に、旧B・C地区は不変ですと。合併ばら色ということで住民に期待を持たせたわけですから、できなくなった理由を丁寧に知らせるべきだと私は思います。

第2は、急激な負担増とならないように配慮したと言っておりますけれども、私の調べたところによると、20%も引き上がる世帯が生まれようとしておりますが、その世帯に対しても急激な負担増ではないと言えるのでしょうか。住民感情と大きく離れた結論、合併によって本当に暮らしがよくなるということがさまざま言われておりましたけれども、それとは違う状況になってきている。

第3は、何を基準にして今後の医療費推計を立てたかということ。先ほど部長の方からお

話がありましたが、14年度から15年度の医療費の伸びだけを判断材料にしていいのかなと私は思います。県の国民健康保険を担当する健康福祉部の資料には、単年度だけで見るのではなくて、医療費の見積もりに当たっては、単に過去の伸び率で引き出すのではないと述べております。

私の手元には天城湯ヶ島町のデータしかありませんが、14年度と15年度を比較した場合、合併協議会の中で論議されたように、30数%伸びるであろうという推測はされておりますけれども、13年度と14年度ではマイナス11.6%、その前の年は2.3%程度しか医療費は伸びておりません。マイナスになったときに税率を下げますか、そんなことはないでしょう。過去数年を振り返るという作業を当然してきたはずです。

条例第188号、伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての反対討論に移ります。

部長がお話ししましたように、地方分権と言いながら、今の国の制度では、なかなかそれを打ち破ることはできない面もあると思いますけれども、条例でこのように専決処分して承認を求めるということは、それぞれの自治体がそれぞれの自治権に基づいて決めるということがもう一方では基本になっていると私は思います。その立場から幾つかの点について述べたいと思います。

安全・安心のまちづくりに貢献しているのが消防団員の皆さんですと、消防団の集まりがあるごとに行政当局の代表からよく聞く言葉ですけれども、つい先日、伊豆市消防団が結成された現在、それぞれの消防団は新たな気持ちで、みずからの責務の重大さと誇りを持って、日々みずからの任務を遂行していると私は思います。

災害等の補償ですから、当然この条例が適用されないことを切に望むものですが、消防団員やそれに協力する人の身に不幸が襲ったとき、本人と家族の生活権を補償するのが自治体の責務であります。障害基礎額を初め介護補償費の引き下げをすべきではありません。ましてや今、常設消防の統廃合の問題が起きているときに、常設消防がなくなる地域の非常備消防団員の責任というのは今まで以上に重くなる、逆に言えばその危険度が増してくる状況があり得るということです。

したがって、繰り返しますけれども、消防団員が誇り高くみずからの任務を遂行できるように、政令に従うことなく、それぞれの自治体の状況に応じて条例を制定することを強く望んで、反対討論といたします。

議長（石和信一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

43番、土屋英隆君。

〔 43番 土屋英隆君登壇 〕

43番（土屋英隆君） 私は、議案第1号の条例について賛成の立場で討論いたします。

まず、今回提出されました議案、すなわち専決処分された条例についてですが、ただいま反対討論がありました条例第51号、国民健康保険税条例ですが、執行部からの答弁がありましたが、国民健康保険特別会計はご案内のように特別会計勘定によって処理されております。それぞれ各町において医療費等を勘案し、税率を決定しております。今回の合併により、旧4町の税率がそれぞれ決まっておりました。その見直し、調整を実施したため、それぞれ旧町によりまして、従来の保険料が値上がりした町、あるいは値下がりした町が生じました。ご承知のように、高齢化の進展あるいは介護保険等の関係により、今回の税率見直しの措置は適切だと考えております。

次に、条例第188号ですが、消防組織法の規定によりまして、伊豆市消防団員等公務災害補償条例が制定されておりますが、今回、一部改正する条例についてですが、それぞれ昇給ストップだとか賃金カット等、諸般の経済情勢によって、今回、国より政令の改正の通達がありました。伊豆市においても、この政令に基づきまして条例の一部改正を実施いたしました。これにつきましては執行部の適切な措置と考えるものであります。

したがって、私は議案第1号について賛成するものであります。

以上で討論を終わります。

議長（石和信一君） ほかに討論はありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（石和信一君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 伊豆市役所の位置を定める条例ほか187条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について、条例第51号 伊豆市国民健康保険税条例と条例第188号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を除き、採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔 起立全員 〕

議長（石和信一君） 起立者全員。

よって、承認することに決定いたしました。

次に、条例第51号 伊豆市国民健康保険税条例及び条例第188号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（石和信一君） 起立者多数。

よって、議案第1号は承認されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（石和信一君） 日程第3、議案第2号 平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算の報告及びその承認についてを議題といたします。

本案につきましても、初日の12日に説明してありますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

47番、木村建一君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 国民健康保険特別会計暫定予算についてお尋ねします。

この暫定予算に計上されております2億650万2,000円は、先ほど承認可決された税条例に基づいて算出していると判断しておりますけれども、確認のため回答をお願いしたいと思います。

議長（石和信一君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 暫定予算につきましてご回答いたします。

国民健康保険税を定めるに当たりまして、その賦課方式につきましては4町差異がないということから、現行のとおり保険税といたしまして、医療分につきましては所得割、資産割、均等割、平等割の4方式としたものでございます。

保険税率につきましては、被保険者の急激な負担増とならないように調整したものであります。これらの諸条件を受けまして、国民健康保険税条例が作成されたわけでございます。したがって、上程いたしました暫定予算につきましては、本条例に基づきまして計算し、

作成したものでございます。よろしくお願いたします。

議長（石和信一君） これで、木村議員の質疑を終了いたします。

次に、5番、小川一弥君。

〔5番 小川一弥君登壇〕

5番（小川一弥君） 私は2件についてお尋ねします。

まず、暫定予算書の69ページの総務費、総務管理費、公有財産管理事業の御幸橋駐車場管理委託料について質問いたします。

この御幸橋駐車場については、みゆき荘を旧修善寺町が買い取り、その跡地に建てられたものですが、この駐車場について、町の管理ではなく委託をする理由をお尋ねします。

次に、自然公園特別会計に移ります。自然公園特別会計の使用料収入の中にある虹の郷使用料の算出根拠についてお尋ねします。当然、入場者数を予想して算出されたと思いますが、入場者数をどのような人数と考えて算出しているのかお聞きします。

以上です。

議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） まず、一般会計の委託料、御幸橋駐車場の委託料に関するものについてお答えいたします。

委託料の内訳は、料金精算機のリース料、保守点検料、保険料、電気料や管理運営費の人員費でございます。実費を超えない範囲で四半期ごとに明細を添付して請求していただくことになっております。

また、これを伊豆振興公社に委託した理由でございますが、この御幸橋駐車場は臨時的に駐車場として有効活用するものでございます。先ほど条例の中にもございましたように、普通財産でございます。行政財産とは別なものになっております。施設管理等のアウトソーシングを維持し、経費の削減などの効率的な運営を図るために、既に虹の郷、達磨山、梅林や修善寺自然公園の無料園の駐車場などを運営管理しております伊豆振興公社に委託するものでございます。

議長（石和信一君） 企業部長。

〔企業部長 渡邊玉次君登壇〕

企業部長（渡邊玉次君） それでは、自然公園特別会計使用料の算出根拠についてお答えいたします。

使用料でございますが、過去の実績にかんがみまして月々の入園利用者数を算出したしまして、入園者の平均単価を乗じて算出しております。

例としまして、入園料でございますが、4月から6月までの3カ月の入園者を10万600人と見込み、入園者の平均単価、おおむね868円を乗じまして、8,730万円計上してございます。そこに平成15年度の入園料未収分、未収金ですが、これを1,072万円加算いたしまして、合計9,802万円としたものでございます。

その他の駐車場、鉄道等の使用料についても同様の算出をしております。

以上でございます。

議長（石和信一君） 小川一弥君。

〔5番 小川一弥君登壇〕

5番（小川一弥君） 再質問を行います。

まず、御幸橋の駐車場の件であります。駐車料金というものは市のお金になるのか振興公社のお金になるのか、この点を伺いたい。市と振興公社に委託した場合に、どちらが市として効率的なのか、市の収入になるのか、その点をお伺いしたいと思います。

虹の郷については、10万600人ということですが、昨年まで約40万人だったので、妥当な数とも思いますが、念のため、昨年までの3カ年ぐらい、3カ月間にどの程度の入場者があったのかお聞きしたいと思います。

以上であります。

議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） 収入については、市に収入として入ってまいります。それを委託料の中に反映させると、このようになってございます。

議長（石和信一君） 企業部長。

〔企業部長 渡邊玉次君登壇〕

企業部長（渡邊玉次君） それでは、再質問の入場者数の点でございますが、今、手元にございませので、年間の入場者数をお答えさせていただきます。

13年度につきましては40万9,996名、14年度につきましては37万5,807名、それから15年度、まだぴしっとした整理はついておりませんが、34万5,277名というふうになっております。

議長（石和信一君） 小川君。

〔5番 小川一弥君登壇〕

5番（小川一弥君） 1点だけ確認ですが、自然公園会計が15年度は約34万人ということですが、となりますと、単純に4で割っても10万人にはならないわけなんです、もし10万人に至らなかった場合に、その後どのように穴埋めをするというか、結局、このことで予算が足りなくなるわけですが、その分、どのように埋め合わせていくと考えているかお聞きしたいと思います。

議長（石和信一君） 企業部長。

〔企業部長 渡邊玉次君登壇〕

企業部長（渡邊玉次君） ただいまの再質問でございますが、34万5,000人、これは15年度おおむねこの程度になるかと思います。特に虹の郷の入園につきましては、4月、5月、6月、この時期が入場者が非常にふえる時期でございます。实际的に算出してみますと、10万600人と申しましたが、ことしの連休等を考えた場合、あるいは天候を考えた場合には、もう少し人数が上がるのではないかと思います。

ただ、この施設の特異性といいますか、特に入園者数が減少する時期が9月、それから12月、1月、2月、この辺は非常に減となります。この時期の対策をどの程度に考えるかということがこれからの問題かと思えます。

なお、34万人以下になった場合にどういう形で考えるのかというご質問でございますが、これにつきましては、当然、入園料等で賄い切れるわけではございませんので、現状でいきますと、一般会計より若干の繰り入れをしていただくということがベースになるかと思えます。

以上でございます。

議長（石和信一君） これで、小川議員の質疑を終了いたします。

次に、42番、館林義人君。

〔42番 館林義人君登壇〕

42番（館林義人君） 一般会計、総務管理費の中のウエルネス産業育成事業についてお尋ねいたします。

現在具体化している事業はありますか。また、今後この事業をどのように進めようと考えているのかお尋ねいたします。

以上です。

議長（石和信一君） 総務部長。

〔総務部長 児島保次君登壇〕

総務部長（児島保次君） お答えいたします。

ウエルネス産業育成事業についてでございますが、今回は暫定予算ということで、この中には当然盛り込まれておりません。

しかしながら、合併協の中の事業として県との関連もございましたので、その点についてお答えいたしますと、今後の予定といたしましては、事業内容や計画決定をする、民間主導のワーキンググループを主体とした取り組みと、そのような調査費、計画費を、今後新予算で検討し、事業を確定していきたいと思っております。

以上です。

議長（石和信一君） これで、館林議員の質疑を終了いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

本案についても委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

最初に、反対討論、47番、木村建一君。

〔47番 木村建一君登壇〕

47番（木村建一君） 国民健康保険特別会計暫定予算の承認について、反対討論を行います。

討論の基本的なことについては国民健康保険税条例の討論の中で述べましたので、詳細は省きますが、国民健康保険の事業がどのように行われたのかというところから、現時点の国民健康保険事業はどうあるべきかというところを当然見ていく必要があると思っておりますので、その点を中心にしながら反対討論を行います。

振り返ってみますと、昭和33年にすべての国民がいずれかの保険に加入するという国民皆保険ということになりましたが、これは戦前の相互扶助の精神ではなくて、社会保障制度の流れから誕生したものです。

当然、私も税を払うなということを言っているわけではありません。一定程度の保険税は払うものの、他の保険と比べて、この国民健康保険の加入者は、議員ご存じのように所得の

低い被保険者が非常に多いという状況です。したがって、所得に全く関係のない平等割、均等割の見直しを要求して、反対討論といたします。

議長（石和信一君） 次に、賛成討論、28番、飯田正志君。

〔28番 飯田正志君登壇〕

28番（飯田正志君） 私は、平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算の報告及びその承認について、賛成の立場で討論いたします。

平成の大合併という歴史的な大事業の中で、協定のすり合わせから始まり、平成16年度の概算予算の編成をし、このたびの暫定予算まで職員諸君の努力は並大抵のものではなかったろうと思います。かつて経験したことのない事務事業が期限を切られて作り上げなければならないというプレッシャーの中で、よくここまでできたなという思いがあります。

景気の低迷で税収の見通しも余りよくないと思われる中、高齢化は深刻なほど進んでいくと思われま。予算の中でも社会保障費とも言うべき予算がふえる傾向にある中、努力した跡が見られると思います。特に国民健康保険は毎年保険給付費がふえる傾向にあるにもかかわらず、保険税の伸びは期待できない状況の中、市民のサービスの低下を極力抑えようとしているように思われます。

しかし、現在のシステムでいくと、必ず立ち行かなくなることは目に見えています。いずれ何らかの方法で改革していかなければならないことは、だれもが考えていることだと思います。これからはサービスを受ける人にはそれ相当の負担をしてもらうか、保険税の引き上げなども考慮に入れて検討する必要があると思います。

いずれにしても、大変難しい問題が控えていることは確かだと思います。これからも職員各位が奮励努力されんことを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

議長（石和信一君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 平成16年度伊豆市一般会計暫定予算ほか16件の暫定予算の報告及びその承認について、国民健康保険特別会計を除き、採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石和信一君） 起立者全員。

よって、承認することに決定いたしました。

次に、国民健康保険特別会計について採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（石和信一君） 起立者多数。

よって、議案第2号は承認されました。

ここで、11時30分まで休憩いたします。休憩中、常任委員会を開き、各一部事務組合議会議員の推薦をお願いいたします。結果を議長に報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時32分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一部事務組合議会議員の選挙

議長（石和信一君） 日程第4、選第6号 一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

田方地区消防組合議会議員に、加藤章君、石倉勇夫君。

西伊豆広域消防組合議会議員に、鈴木健市君、高田和正君。

田方地区交通災害共済組合議会議員、これは議長ということになります。1人でございます。

駿豆学園管理組合議会議員、1人、これも議長で進めさせていただきます。

伊豆市戸田村衛生施設組合議会議員に、鍵山堅一君、高田和正君、鍵山二君、杉山羌央君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

伊豆市農業委員会委員の推薦について

議長（石和信一君） 日程第5、推薦第1号 伊豆市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三須重治君の退席を求めます。

〔46番 三須重治君退席〕

議長（石和信一君） 農業委員会委員の推薦の方法につきましては、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選と決しました。

伊豆市農業委員会委員に、三須重治君、菊地元子さん、樽沢有子さん、川口きよみさん、以上4名を指名いたします。

この中で、元修善寺町議会議長の遠藤さんから三須重治君の推薦の理由を申されております。

すので、ご報告いたします。

伊豆市の農業行政を重視し、かつその積極的推進を図り、成果を上げていくためには、市議会と市農業委員会の協働連携が必要と考える。よって、従来から修善寺町議会においては議会推薦の委員に議員を推薦してきた。以上の経過を踏まえ、今回の市農業委員会委員に市議会議員、三須重治君を推薦することにいたしました。

以上、推薦の理由を申し述べます。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を、伊豆市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方を伊豆市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

三須重治君の入場を求めます。

〔46番 三須重治君入場〕

議長（石和信一君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時42分

議長（石和信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程の追加

議長（石和信一君） お諮りいたします。

ただいま、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長より、閉会中の継続調査の件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査申し出について

議長（石和信一君） よって、追加日程第1、閉会中の継続調査を申し出のとおり認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石和信一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉会宣告

議長（石和信一君） 以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて、平成16年第1回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 石 和 信 一

署 名 議 員 飯 田 宣 夫

署 名 議 員 小 出 逸 治